

評価倍率表（ゴルフ場用地等用）

1 市街化区域及びそれに近接する地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達83（ゴルフ場の用に供されている土地の評価）の(1)の定めにより、「そのゴルフ場用地が宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価額」を算出する場合に使用するものです（同83-2（遊園地等の用に供されている土地の評価）のただし書で準用する場合の遊園地等用地を評価する場合も含みます。）。

次表に掲げるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{そのゴルフ場用地等の} \\ \text{1平方メートル当たり} \\ \text{の固定資産税評価額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{次表に} \\ \text{掲げる} \\ \text{倍率} \end{array} \right) \times \text{地積} \times \frac{60}{100} - \left(\begin{array}{l} \text{ゴルフ場用地等を} \\ \text{宅地に造成する場} \\ \text{合の造成費相当額} \end{array} \right) \times \text{地積}$$

- (注) 1 ゴルフ場用地等を宅地に造成する場合の造成費相当額は、市街地農地等の評価に係る宅地造成費を適用します。
- 2 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。
- ① 地積が10万平方メートル以上でホール数が18以上あり、かつ、ホールの平均距離が100メートル以上のもの
- ② ホール数が9～17でホールの平均距離が150メートル以上のもの
- また、地積が10万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音順	ゴルフ場用地等の名称	固定資産税評価額に乘ずる倍率
	該当なし	倍

(注) 路線価地域にあるゴルフ場用地等については、路線価により評価します。

令和 2 年分 (北海道)

2 上記 1 以外の地域にあるゴルフ場用地等の倍率

次表に掲げる倍率は、財産評価基本通達 83 の(2)の定めによりゴルフ場用地を評価する場合に使用するものです(同 83-2 のただし書で準用する場合の遊園地等用地を含みます。)

次表に掲げる地域にあるゴルフ場用地等の価額は、次の算式で計算した価額により評価します。

$$\text{そのゴルフ場用地等の固定資産税評価額} \times \text{次表に掲げる倍率}$$

(注) 次の①及び②以外のゴルフ場用地(いわゆるミニゴルフ場用地)を評価する場合には、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

- ① 地積が 10 万平方メートル以上でホール数が 18 以上あり、かつ、ホールの平均距離が 100 メートル以上のもの
- ② ホール数が 9～17 でホールの平均距離が 150 メートル以上のもの
また、地積が 10 万平方メートルに満たない遊園地等用地を評価する場合についても、上記の算式では計算せず、通常の雑種地と同様に評価します。

音 順	適 用 地 域 等		固定資産税評 価額に乗ずる 倍 率 倍
あ	愛別町		3.0
	旭川市		1.2
	厚岸町		2.5
	網走市		1.4
	安平町	追分春日	1.9
早来富岡		2.0	
い	石狩市	厚田区	1.6
		上記以外	1.6
	岩見沢市	栗沢町加茂川	2.7
		栗沢町茂世丑	2.7
		上記以外	2.7
え	恵庭市		1.5
お	大空町		1.8
	小樽市		1.6
	音更町		3.0

令和2年分
(北海道)

音順	適用地域等		固定資産税評価額に乗ずる倍率
か	上士幌町		3.5
き	北広島市		1.9
	北見市	端野町	1.2
		留辺蘂町	1.2
		上記以外	1.5
	喜茂別町		0.8
く	釧路市		2.0
	倶知安町		6.0
	栗山町		2.7
さ	札幌市	手稲区	3.3
			遊園地用地
		豊平区	1.8
		清田区	2.3
		上記以外	2.6
			遊園地用地
し	鹿部町		1.1
	士別市		1.6
	清水町		1.8
	占冠村		1.4
	白老町		1.1
	白糠町		2.0
	新得町		1.4
す	砂川市		3.3
そ	壮瞥町		1.5
た	鷹栖町		1.7
	滝川市		4.3
	伊達市		1.5
ち	秩父別町		1.2
	千歳市		2.0
つ	鶴居村		3.2

令和2年分
(北海道)

音順	適用地域等		固定資産税評価額に乗ずる倍率	
て	弟子屈町		1.3	
と	当別町		1.7	
	洞爺湖町		1.6	
	苫小牧市	植苗	ゴルフ場用地	2.8
		樽前	ゴルフ場用地	2.7
		錦岡	ゴルフ場用地	3.0
		美沢	遊園地用地	7.3
豊富町		1.6		
な	奈井江町		1.3	
	中富良野町		1.6	
	七飯町		1.5	
	名寄市		1.1	
に	仁木町		2.0	
	ニセコ町		1.4	
ぬ	沼田町		1.2	
ね	根室市		1.0	
の	登別市		1.0	
			1.1	
は	函館市		2.6	
	羽幌町		1.5	
ひ	東神楽町		1.2	
	東川町		0.9	
	日高町		1.0	
	美唄市	茶志内	ゴルフ場用地	1.2
		上記以外	ゴルフ場用地	1.8
	平取町		1.2	
ふ	深川市		1.2	
	富良野市		1.2	
ほ	北斗市		2.0	
ま	幕別町		2.0	

令和2年分
(北海道)

音順	適用地域等		固定資産税評価額に乗ずる倍率
ま	増毛町	ゴルフ場用地	2.8
み	三笠市	ゴルフ場用地	1.8
む	むかわ町	ゴルフ場用地	1.0
	室蘭市	ゴルフ場用地	1.0
め	芽室町	ゴルフ場用地	3.1
も	森町	ゴルフ場用地	2.3
	紋別市	ゴルフ場用地	1.5
ゆ	由仁町	ゴルフ場用地	1.7
よ	余市町	ゴルフ場用地	2.0
ら	蘭越町	ゴルフ場用地	2.4
る	留寿都村	ゴルフ場用地	2.2
		遊園地用地	3.7
わ	稚内市	ゴルフ場用地	3.3
上記以外		ゴルフ場用地	1.1
		遊園地用地	1.1